

1 丁		法務省		出生年月日		昭和一四年 四月 四日	
年	出生地	月	現住所	日	本籍	氏名	旧氏名
三七	中央大学法学部卒業	三				いし かわ たつ ひろ	
九	司法試験第二次試験合格	二九				石川 達紘	
四〇	司法修習生を命ずる	四				石川 達紘	
四一	司法修習生の修習終了	八				石川 達紘	
四三	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	九				石川 達紘	
一二	岡山地方検察庁検事に配置換する	三				石川 達紘	
三〇	横浜地方検察庁検事に配置換する	一九				石川 達紘	
	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	二〇				石川 達紘	
	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	一二				石川 達紘	
	東京高等検察庁	一一				石川 達紘	

司法試験管理委員会

最高裁判所

法務省

東京高等検察庁

3 丁	法務省			年 月 日	事 項	石川達紘
	法	務	省			
六〇	五七	一〇	九	五〇 三 二四	東京地方検察庁検事に配置換する	"
三	二五	二	一〇	五三 三 二四	札幌地方検察庁検事に配置換する	"
二五				五四 四 一	札幌地方検察庁総務部長を命ずる 東京地方検察庁検事に配置換する	"
				五五 四 一	法務省訟務局付に充てる かねて法務総合研究所教官に充てる	"
				五六 四 一	法務省訟務局参事官に充てる	"
					法務総合研究所教官に充てることを解く	"
					パラグアイ、ブラジル及びアルゼンチンへ出張を命ずる	"
					出張期間は昭和五六年一〇月二日から同月二五日までとする	"
					外務事務官（大臣官房領事移住部）に併任する	"
					（期間は昭和五六年一〇月二五日までとする）	"
					法務省訟務局参事官に充てることを解く	"
					東京高等検察庁検事に配置換する	"
		外 務 省				

4 丁		法務省		年	月	日	事項	石川達紘
平成元	九	平成元	九	昭和六一	九	一	東京地方検察庁検事に併任する	法務省
平成元	九	平成元	九	昭和六一	九	一	法務省刑事局刑事課長に充てる	法務省
平成元	九	平成元	九	昭和六一	九	一	東京地方検察庁検事の併任を解除する	法務省
平成元	九	平成元	九	六二	六	一	法制審議会幹事に併任する	法務省
平成元	九	平成元	九	六二	六	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	併任の期間は昭和六二年一二月三一日までとする	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	スペイン、フランス、イスラエル、西ドイツ、連合王国及びアメリカ合衆国へ出張を命ずる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	出張期間は昭和六三年三月七日から同年四月一日までとする	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	法務大臣官房会計課長に充てる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	第一一二回国会政府委員を命ずる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	任期は昭和六三年六月三〇日までとする	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	法制審議会幹事の併任を解除する	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	第一一回国会政府委員を命ずる	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省
平成元	九	平成元	九	六三	二	一	東京地方検察庁特別検査部長を命ずる	法務省

6 丁

法務省										年	月	日	事項	名		
平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	年	月	日	事項	名				
八	四	五	二六	最高検察庁検事に配置換する	法	務	省	平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	
八	四	五	二六	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法	務	省	平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	
六	一	二	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法	務	省	平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	
三	三	三	二	併任の期間は平成八年一二月三一日までとする	法	務	省	平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	
九	八	七	五	最高検察庁公判部長を命ずる	法	務	省	平成	七	四	一七	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省	
九	八	七	五	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
一三	二〇	一三	一三	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
二六	九	九	九	ペルー及びヴェネズエラへ出張を命ずる	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
二六	二	二	二	出張期間は平成八年一〇月一二日から同月二六日までとする	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
一七	三	三	一七	東京地方検察庁検事正に配置換する	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
				最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省
				最高裁判所	最	高	裁	判	石	川	達	紘	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	法	務	省